

三条市安全・安心な まちづくり推進計画

平成30年3月

三 条 市

目 次

第1章	計画の基礎事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画期間	1
第4節	計画の見直し	2
第2章	犯罪の状況	3
第1節	刑法犯発生状況	3
1	刑法犯認知件数	
2	新潟県市町村別犯罪率	
第2節	罪種別状況	5
1	凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）の発生状況	
2	粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合）の発生状況	
3	知能犯（詐欺、横領、偽造）の発生状況	
4	風俗犯（賭博、わいせつ）の発生状況	
5	窃盗犯の発生状況	
6	少年補導状況	
第3節	身近なところで起こる犯罪の状況	11
1	侵入盗の発生状況及び手口内訳	
2	非侵入盗の発生状況及び手口内訳	
3	乗物盗の発生状況及び手口内訳	
4	施錠の状況	
第4節	特殊詐欺発生状況	16
1	特殊詐欺の区分	
2	特殊詐欺の発生状況	
第5節	子どもに対する事件、事故の発生状況等	18
1	子どもに対する不審行為	
2	三条市メール配信サービス運用状況	
第3章	前計画の目標達成状況等	20
第4章	計画の基本的方向	21
第1節	基本目標	21
第2節	重要課題	22
第3節	本計画に対する評価指標	24
第4節	施策の体系（基本的方向）	25
第5章	具体的な事業	27
第1節	意識づくり	27
1	広報啓発活動	

	2	情報発信	
	3	教室・教育の充実	
第2節		地域づくり	32
	1	自主活動の促進	
	2	防犯力の向上	
	3	高齢者・子ども等	
第3節		環境づくり	37
	1	学校・通学路等における安全確保	
	2	道路・公園等における安全確保	
	3	住宅の防犯性向上と相談体制の整備	
第6章		計画の推進体制	42

参考資料

1	三条市安全・安心なまちづくり条例	45
2	三条市安全・安心なまちづくり推進協議会設置要領	48

※ 本計画内の平成31年以降の元号表記につきましては、平成31年5月1日の改元に伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものとします。

第1章 計画の基礎事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、依然として市民の日常生活に関わる犯罪被害が発生しています。

このような状況において、自らの安全は自ら守るという意識の高揚、お互いが支え合う地域社会の形成、警察等関係機関との連携体制の強化を基本として、市民の安全確保と安全に安心して暮らせる三条市の実現に向けた取組が必要不可欠です。

市では、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進し、市民が安全に安心して暮らすことができる三条市の実現に寄与することを目的として、「三条市安全・安心なまちづくり条例」（三条市条例第4号。以下「条例」という。）を平成25年4月1日に施行しました。

本条例では、基本理念や市の責務、市民の役割等について定めるとともに、安全・安心なまちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三条市安全・安心なまちづくり推進計画（以下「計画」という。）を策定することとしています。

これを受けて、平成25年12月に、安全で安心な三条市を実現するための施策を定めた計画を策定し、施策の総合的な展開を進めてきました。

このたび、計画期間（平成25年度～平成29年度）の終了により、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、第2次の計画を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性を定め、「安全・安心なまちづくり」に必要な取組について整理、体系化したものです。

第3節 計画期間

本計画は、平成30年度～平成34年度の5年間を計画期間とします。

第4節 計画の見直し

本計画は、計画期間の終了に合わせて見直しを行い、次期計画を策定することとします。

また、上記によらない場合も、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 犯罪の状況

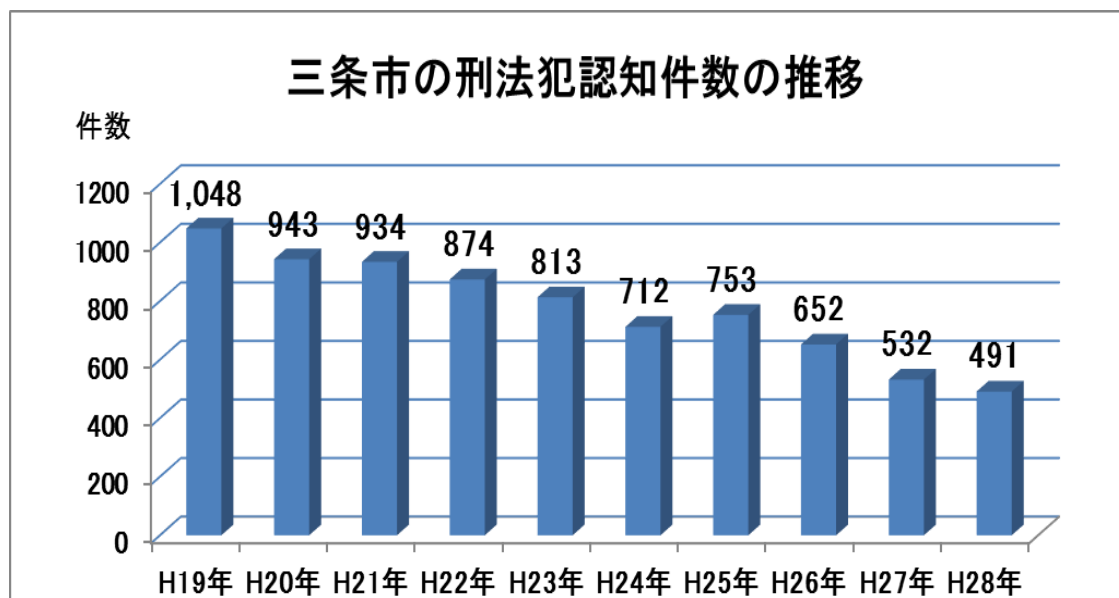
第1節 刑法犯発生状況

1 刑法犯認知件数

本市における刑法犯認知件数※1を過去10年で見ると、平成19年の1,048件からほぼ毎年減少しています。

平成19年と平成28年の数字を比較すると、件数にして557件の減少となっており、減少率では約53%となっています。

※1 刑法犯認知件数 「刑法」（暴力行為等処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む）に規定する犯罪（交通事故に係る業務上過失致死傷等除く）で、警察において発生を認知した件数

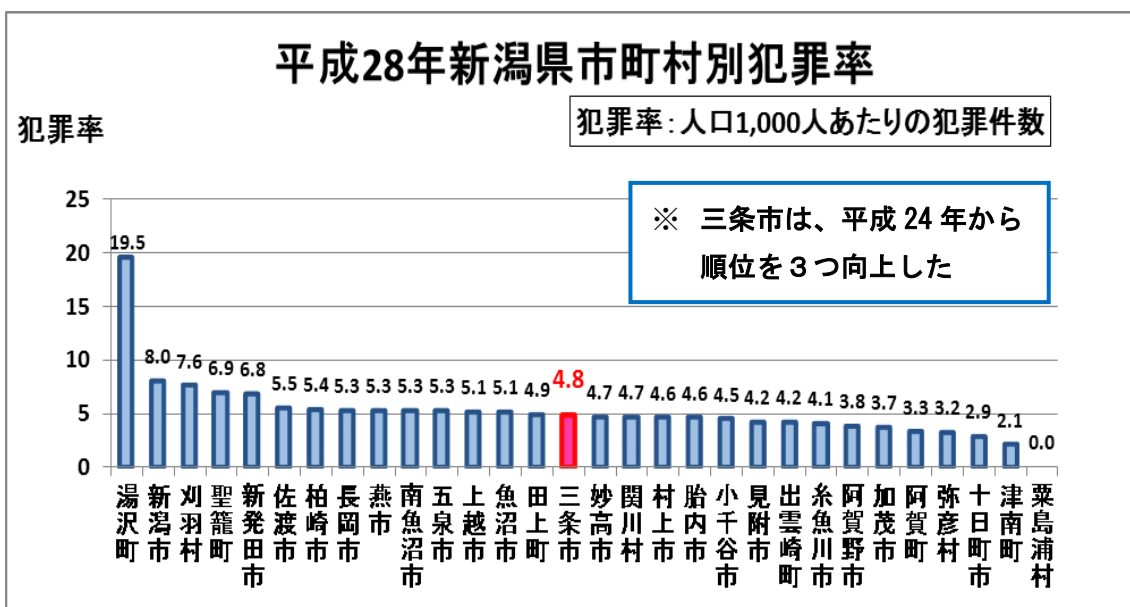
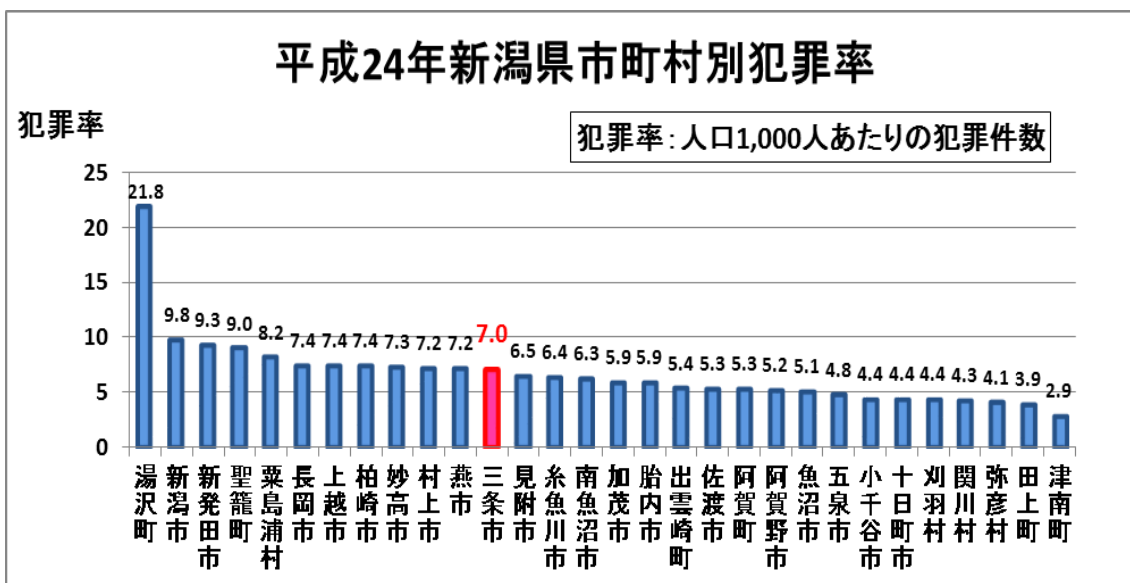


※ 本計画における統計データは、出典の記載がある場合を除き、警察署のデータを使用しています。

2 新潟県市町村別犯罪率

平成 28 年における三条市の犯罪率（人口 1,000 人あたりの犯罪発生件数）は 4.8 件となっており、新潟県内 30 市町村中 15 番目となっています。

平成 24 年と平成 28 年の市町村別犯罪率の比較

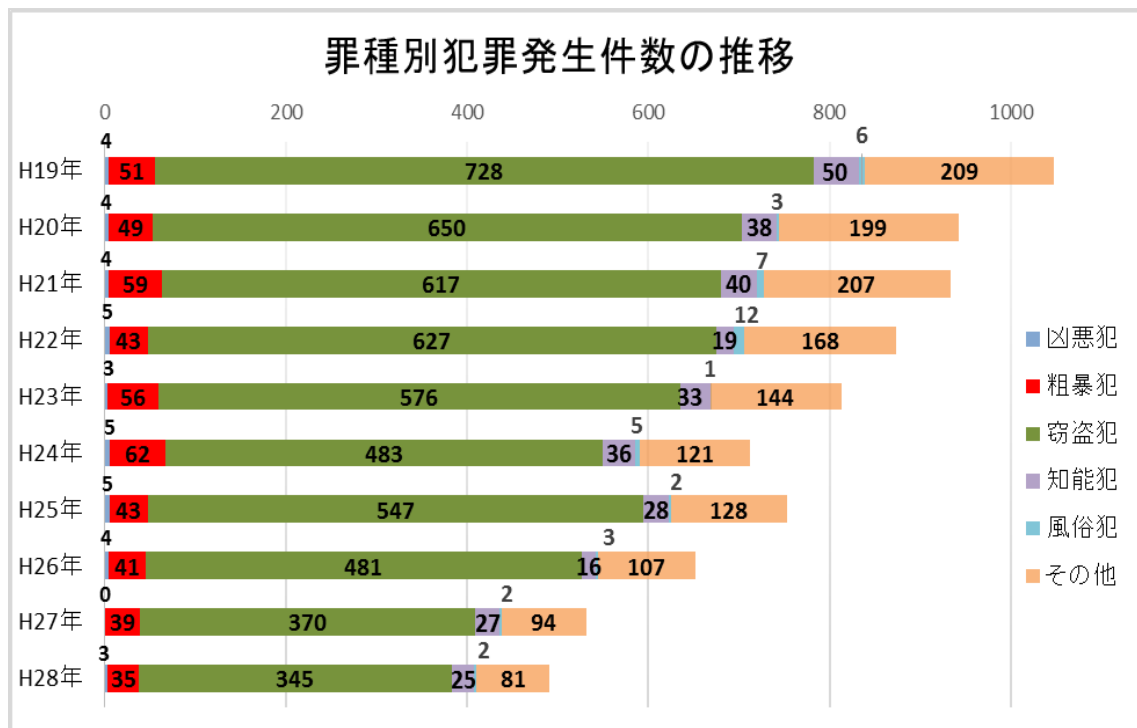


第2節 罪種別状況

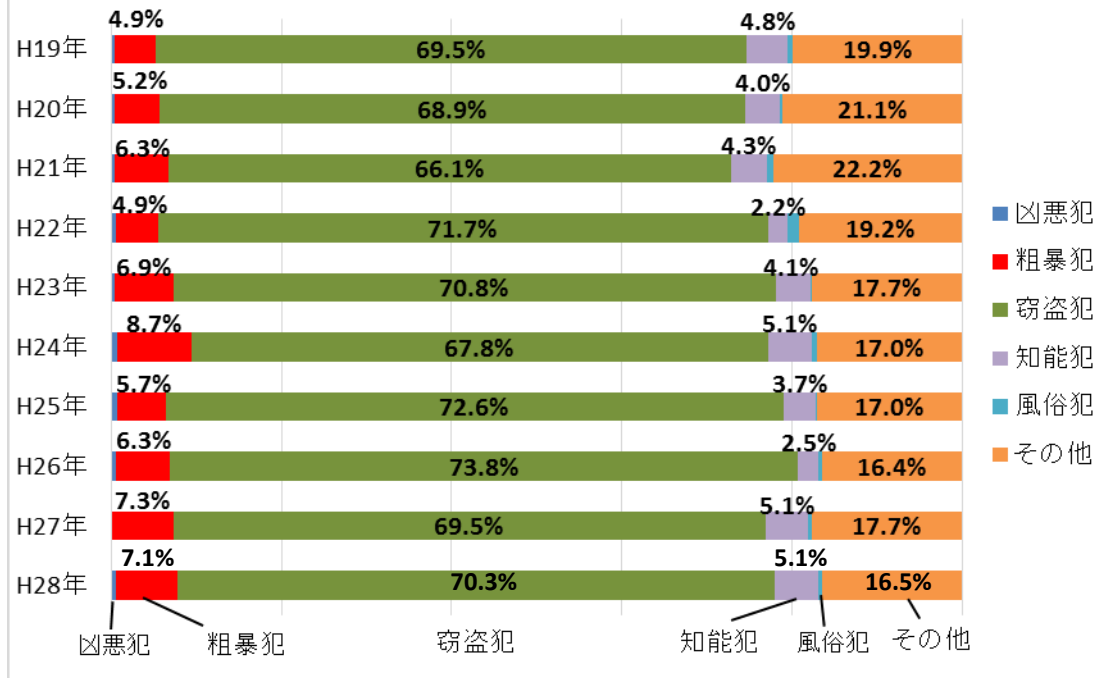
本市における刑法犯認知件数を罪種別に比較すると、全ての罪種の発生件数が10年前と比べ減少し、特に、窃盗犯、知能犯については、10年前の半数以下の発生件数となっています。

犯罪発生割合では、10年前と比べ、粗暴犯の割合が高くなりました。

また、器物損壊や公務執行妨害等のその他に分類される犯罪は、10年前に209件発生していましたが、平成28年には81件まで減少し、犯罪発生割合も低くなっています。



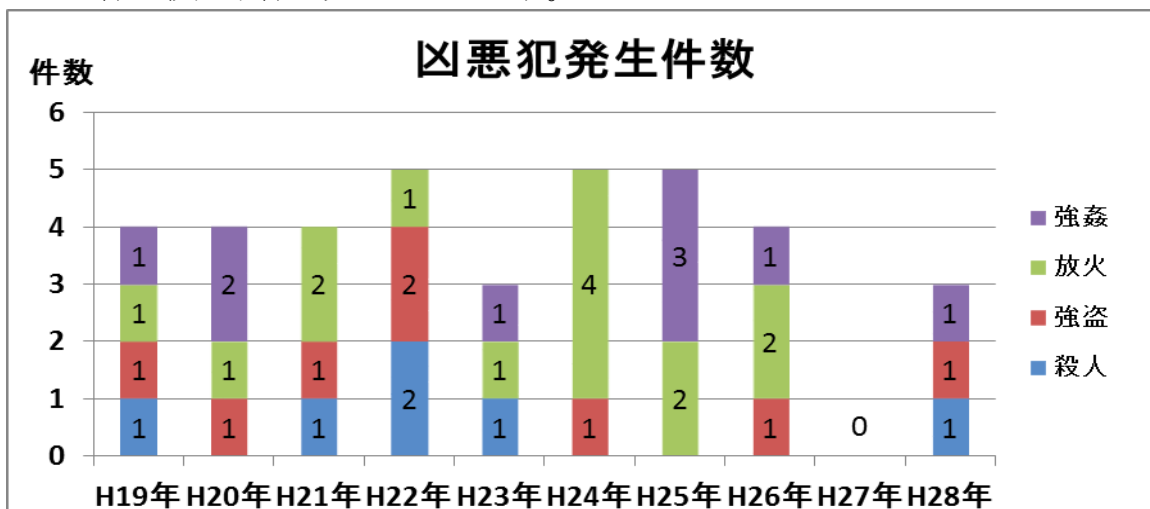
罪種別犯罪発生割合の推移



※凡例 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦
 粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝等
 窃盗犯：窃盗
 知能犯：詐欺、横領、偽造、汚職等
 風俗犯：賭博、わいせつ
 その他：器物損壊、公務執行妨害等

1 凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）の発生状況

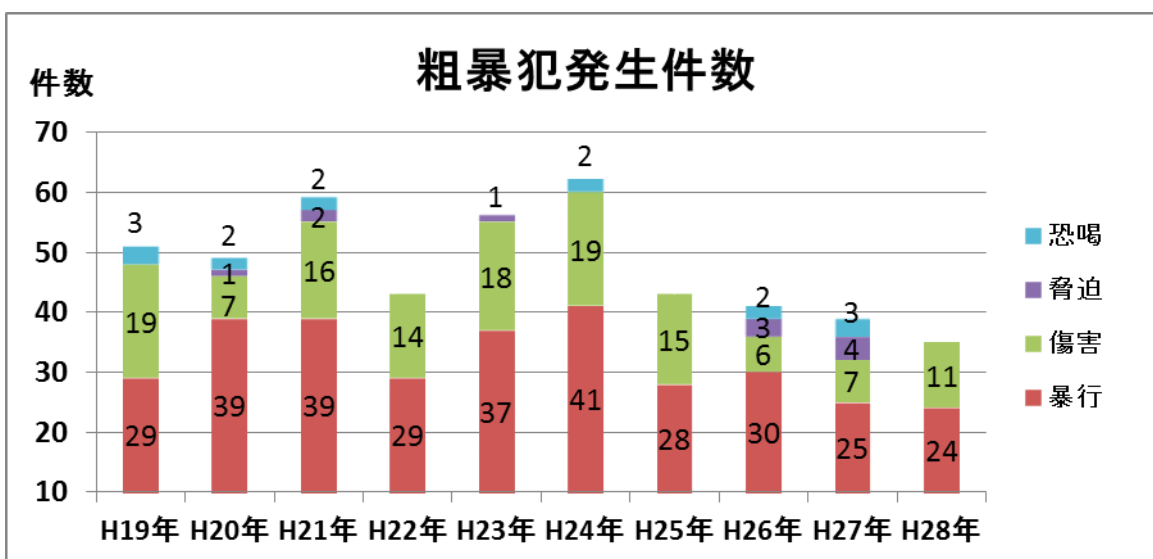
本市における凶悪犯の発生状況を過去 10 年で見ると、5 件前後で推移していましたが、平成 27 年は 0 件でした。また、過去 10 年間のうち 5 年、数にして 6 件の殺人事件が発生しています。



2 粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合）の発生状況

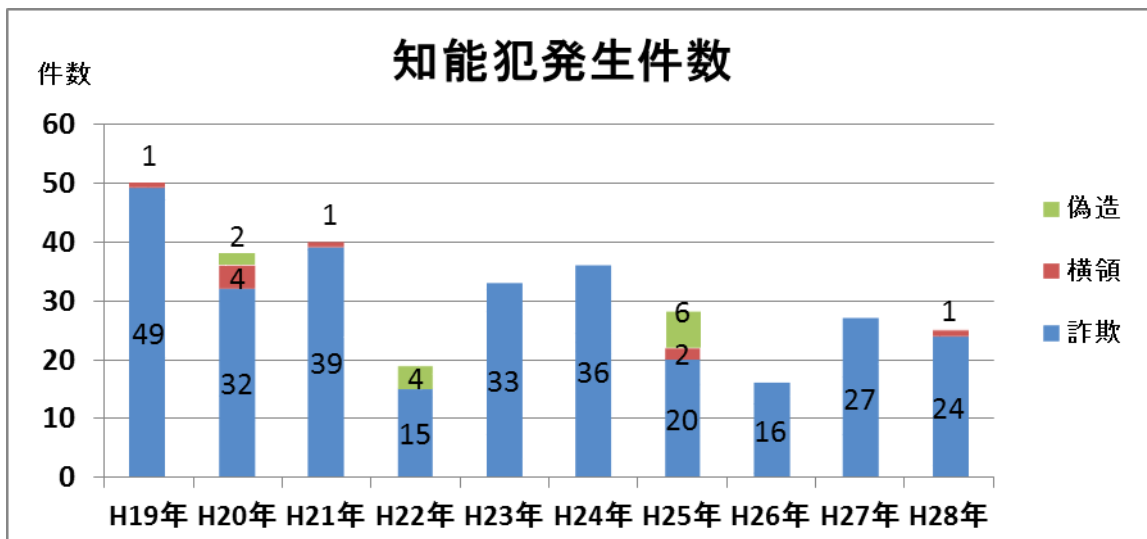
本市における粗暴犯の発生状況を過去 10 年で見ると、平成 24 年までは増加傾向にありましたが、平成 25 年以降は減少傾向にあります。平成 28 年の発生件数は 35 件で、平成 19 年の 51 件から 10 年間で約 3 割減少しています。

なお、平成 28 年の暴行犯については、10 年間で最も少ない発生件数となっています。



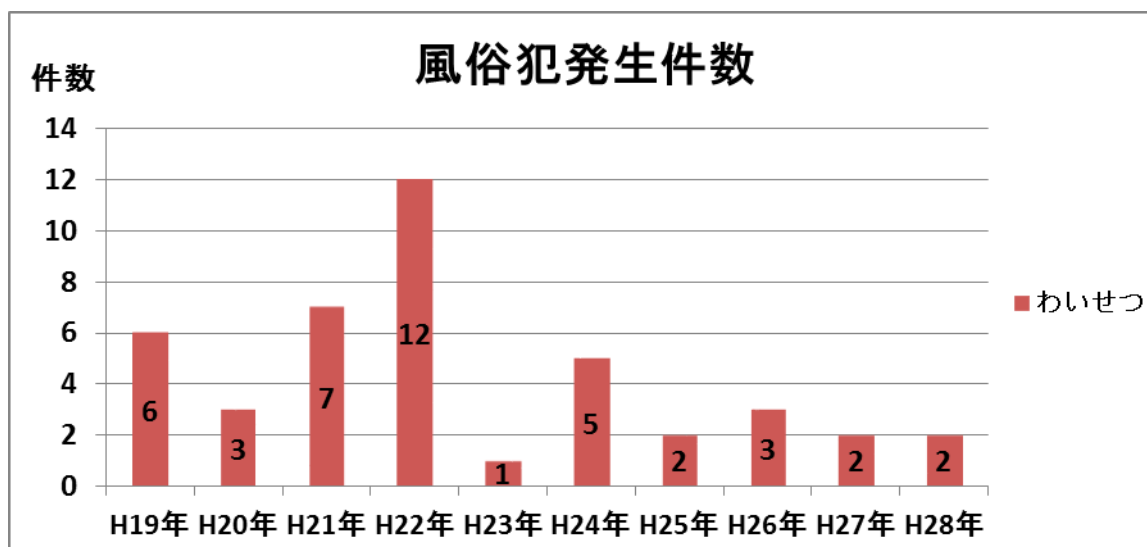
3 知能犯（詐欺、横領、偽造）の発生状況

本市における知能犯の発生状況を過去 10 年で見ると、毎年増減を繰り返してきた中で、平成 26 年には 16 件まで減少し、平成 27 年以降は、25 件前後となっています。



4 風俗犯（賭博、わいせつ）の発生状況

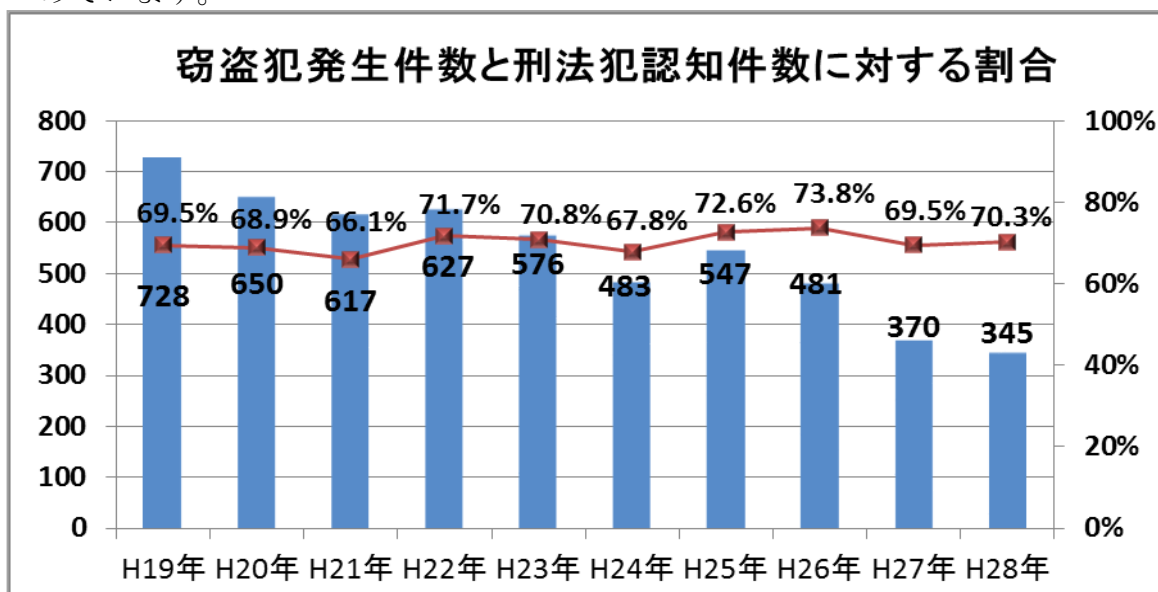
本市における風俗犯の発生状況を見ると、過去 10 年は全てわいせつ事案であり、平成 22 年に 12 件と多発しましたが、平成 23 年以降は減少し、5 件以下で推移しています。



5 窃盗犯の発生状況

本市における窃盗犯の発生状況を過去10年で見ると、おおむね年々減少しており、平成28年の発生件数は345件で、平成19年と比較すると、約53%減少しています。

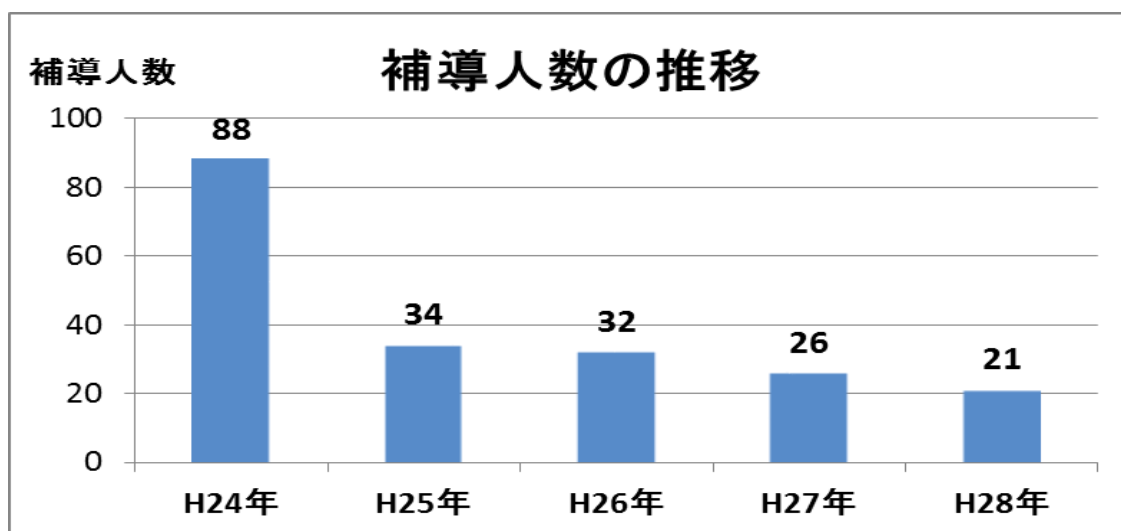
また、本市における窃盗犯は、過去10年間、刑法犯認知件数の約7割を占めています。



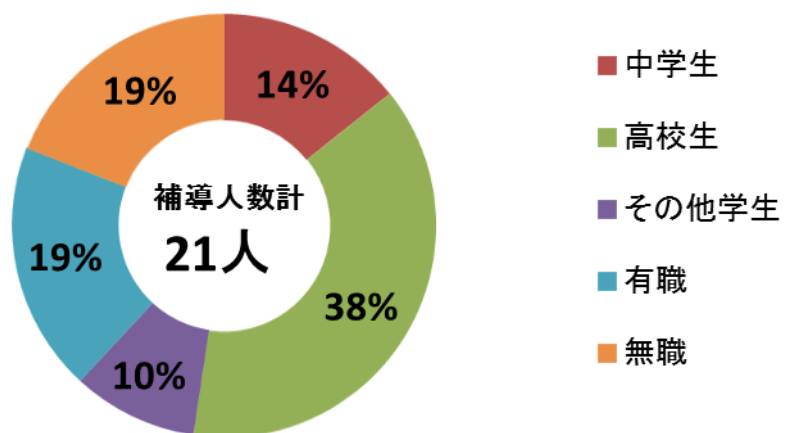
6 少年補導状況

本市における少年補導状況は、毎年減少しており、平成28年の発生件数は21件で、平成24年と比較すると、約76%減少しています。

平成28年の学識別の補導内訳については、高校生が38%と最も高く、総数21人のうち8人が高校生となっています。また、小学生の補導はありませんでした。



平成28年 学職別補導状況

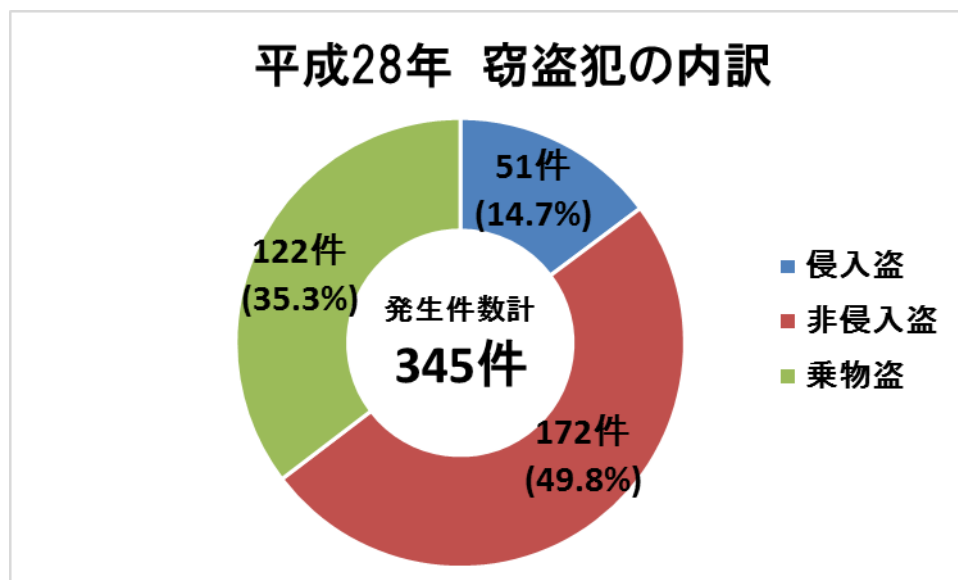


第3節 身近なところで起こる犯罪の状況

平成28年の本市における刑法犯認知件数491件のうち窃盗犯は345件で、全体の70.3%を占めています。窃盗犯は市民にとって最も身近で被害に遭いやすい犯罪であると言えます。

窃盗犯は大きく分けて、空き巣や忍び込みなどの侵入盗、万引きや車上ねらいなどの非侵入盗、自転車盗や自動車盗などの乗物盗の3つに分けることができます。

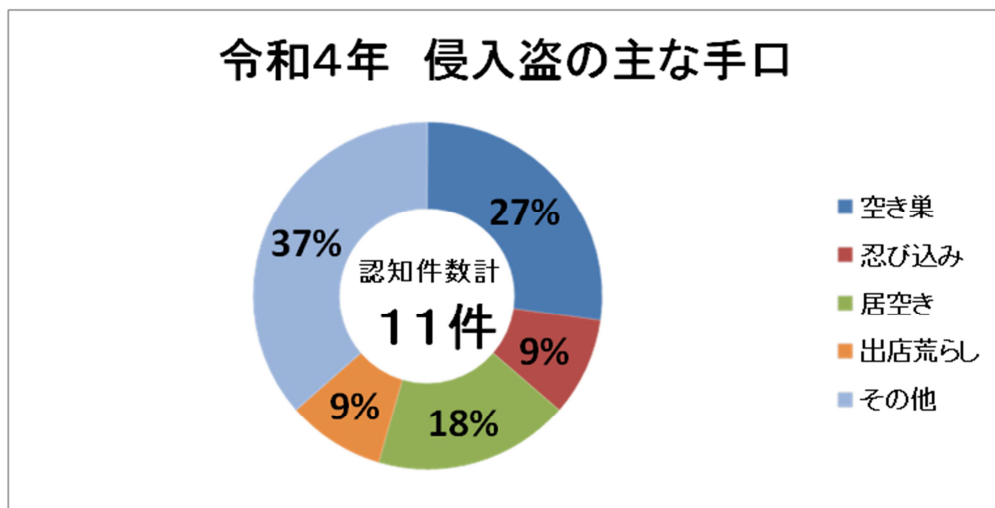
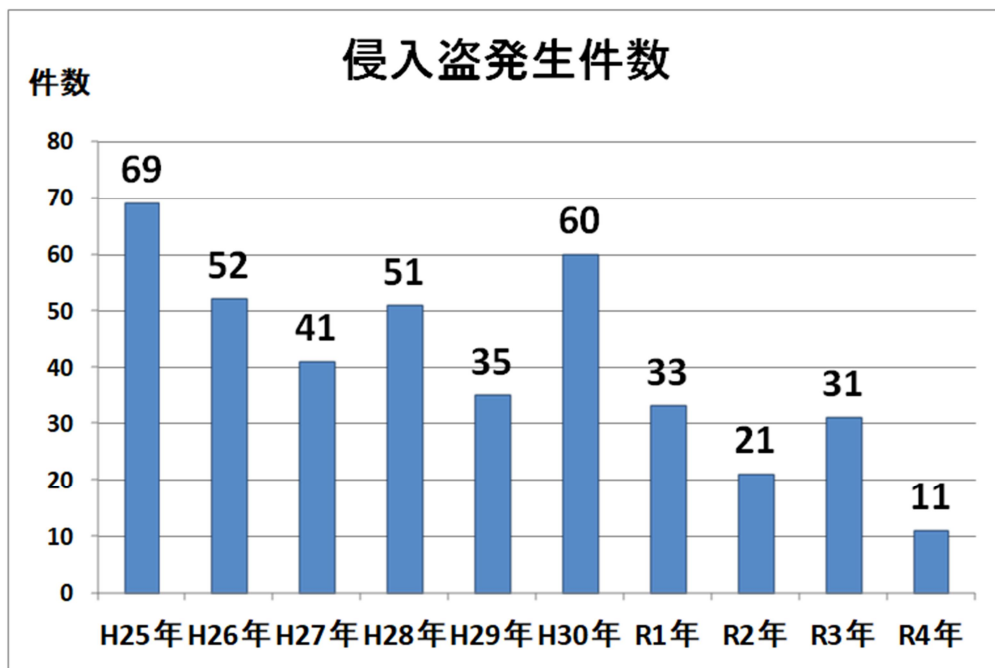
平成28年の窃盗犯の内訳を見ると、非侵入盗が約半数を占め、次いで乗物盗が約35%、侵入盗が約15%となっています。



1 侵入盗の発生状況及び手口内訳

本市における侵入盗発生状況を過去10年で見ると、増加と減少が繰り返していましたが、令和4年は最少件数の11件となっております。

手口の内訳を見ると、空き巣、忍び込み等の、住宅を対象とした犯罪が54%、事務所荒らし、出店荒らし等の非住宅対象の犯罪が9%でした。また、居空きの割合が増加し、18%を占めました。

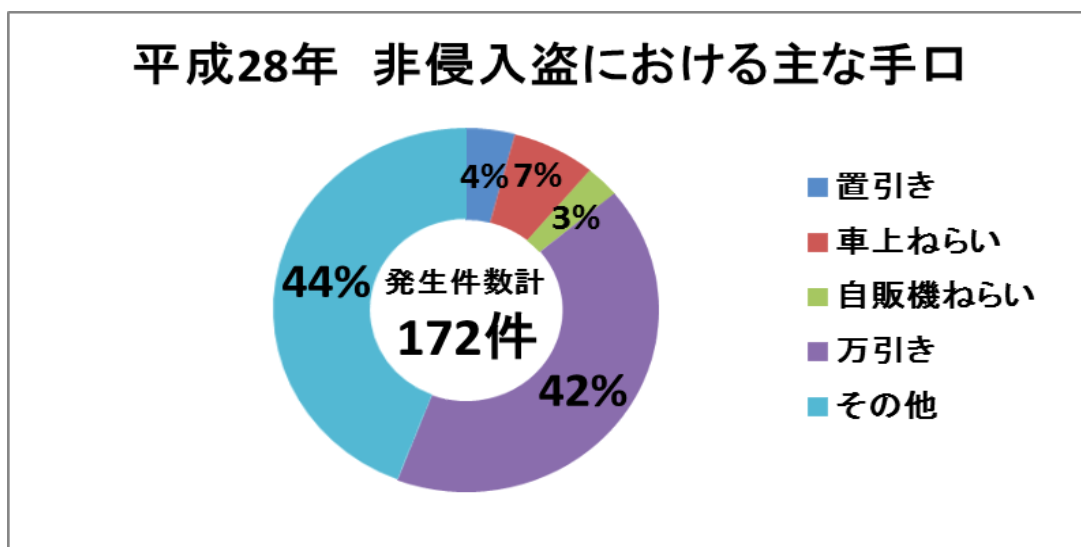
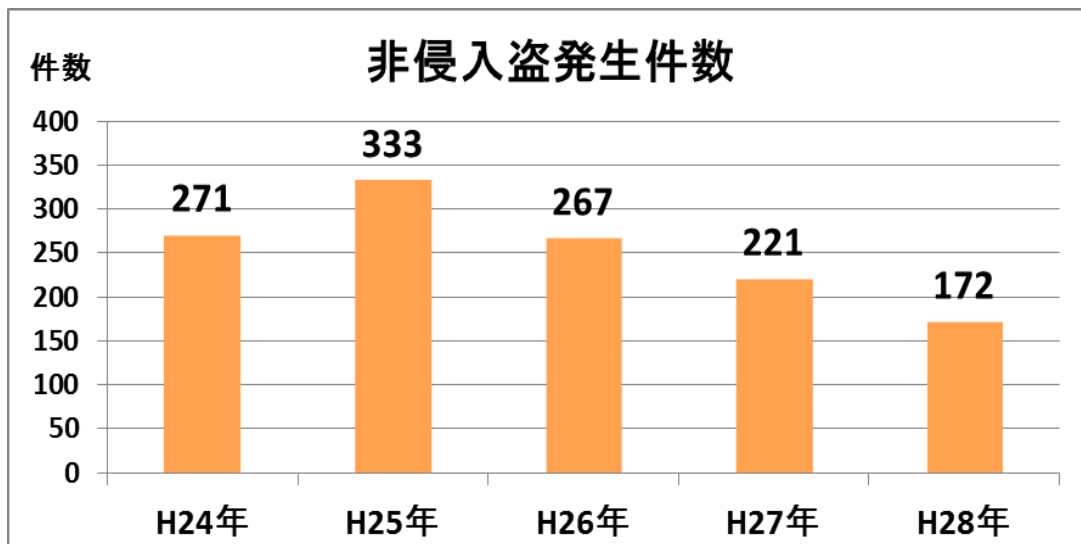


- ・忍び込み： 家人が就寝中、住宅に侵入して盗みを行うもの
- ・出店荒らし： 休日または夜間に無人になる店舗に侵入して盗みを行うもの

2 非侵入盗の発生状況及び手口内訳

本市における非侵入盗発生状況を過去5年で見ると、平成25年に増加したものの、その後は減少し、平成28年は172件となりました。

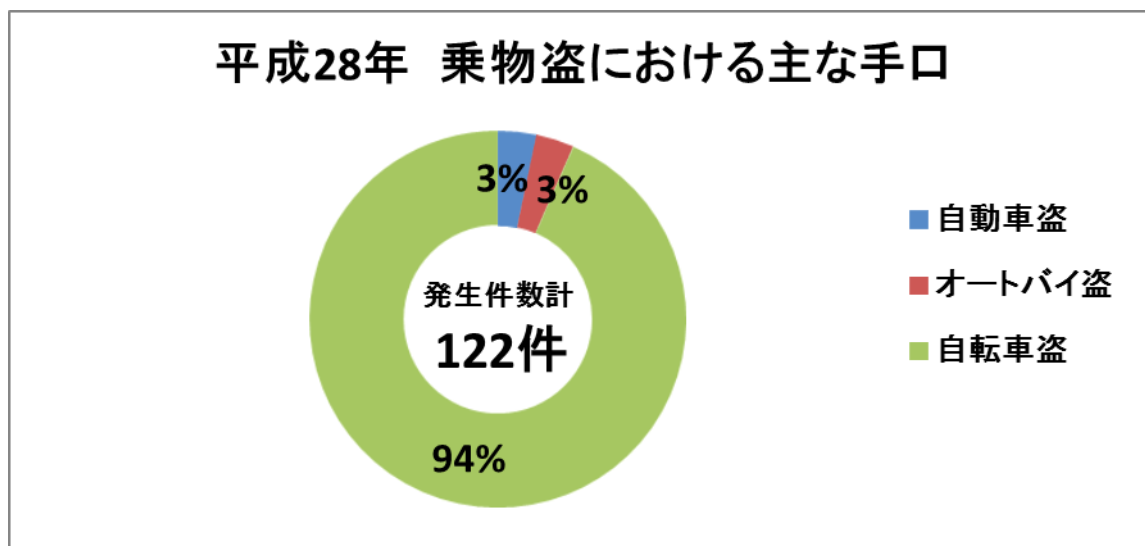
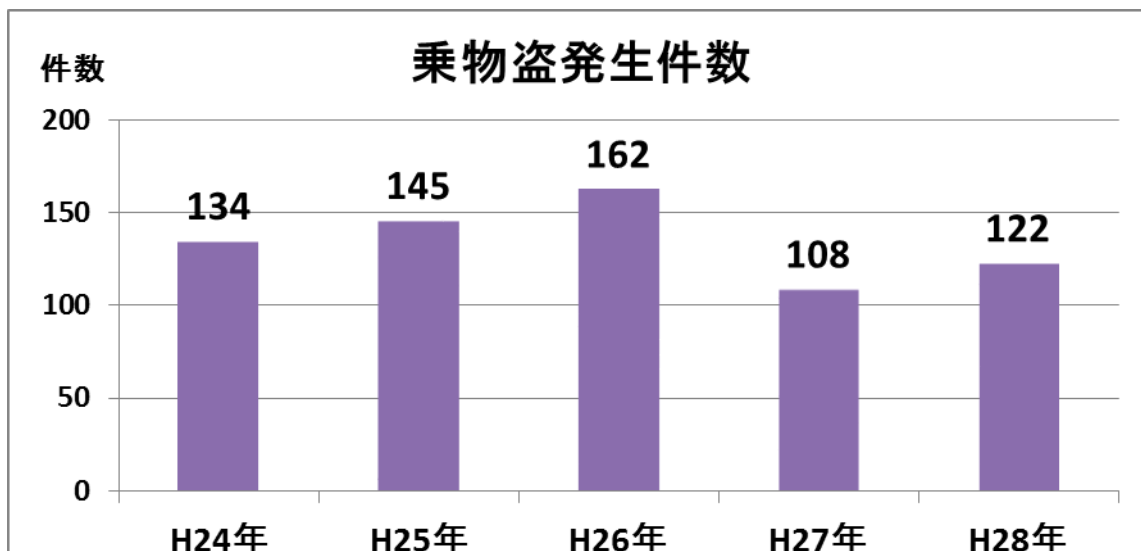
手口の内訳を見ると、万引きが42%を占めています。



3 乗物盗の発生状況及び手口内訳

本市における乗物盗発生状況を過去5年で見ると、平成27年に大きく減少したものの、平成28年に再び増加に転じました。

手口の内訳を見ると、90%以上を自転車盗が占めていますが、自動車盗、オートバイ盗も発生しています。



4 施錠の状況

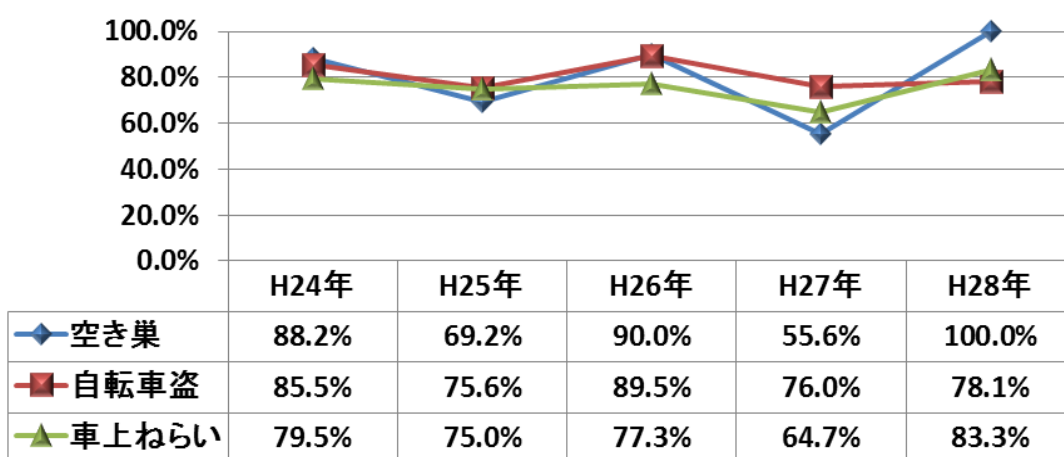
窃盗被害が発生する原因の一つに乗物、住宅等の無施錠があります。新潟県は、全国と比較して無施錠による窃盗被害の割合が高いことが特徴です。この傾向は本市においても同様で、無施錠による窃盗被害の割合は全国より高く、さらに、新潟県よりも高い項目が複数あります。

また、主な項目として空き巣、自転車盗、車上ねらいについて過去5年で見ると、無施錠率は増減を繰り返していますが、平成28年は3項目全て前年と比較して上昇しました。

無施錠による窃盗被害割合の比較

		侵入盗			乗物盗			非侵入盗
		空き巣	居空き	忍び込み	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい
平成24年	全国	44.0%	77.8%	88.1%	26.0%	24.5%	57.9%	41.1%
	新潟県	71.2%	88.7%	95.3%	75.4%	63.5%	55.6%	64.2%
	三条市	88.2%	100.0%	89.5%	66.7%	75.0%	85.5%	79.5%
平成28年	全国	49.6%	87.1%	78.8%	26.8%	27.7%	56.2%	50.9%
	新潟県	72.3%	92.6%	88.7%	66.7%	40.4%	67.8%	71.4%
	三条市	100.0%	—	92.3%	50.0%	75.0%	78.1%	83.3%

三条市における主な窃盗犯罪の無施錠率



第4節 特殊詐欺発生状況

特殊詐欺は年々手口が多様化してきており、近年では金銭授受の方法として被害者に振り込ませるだけでなく、代理人を装い、金銭を直接受け取る手口も発生しています。

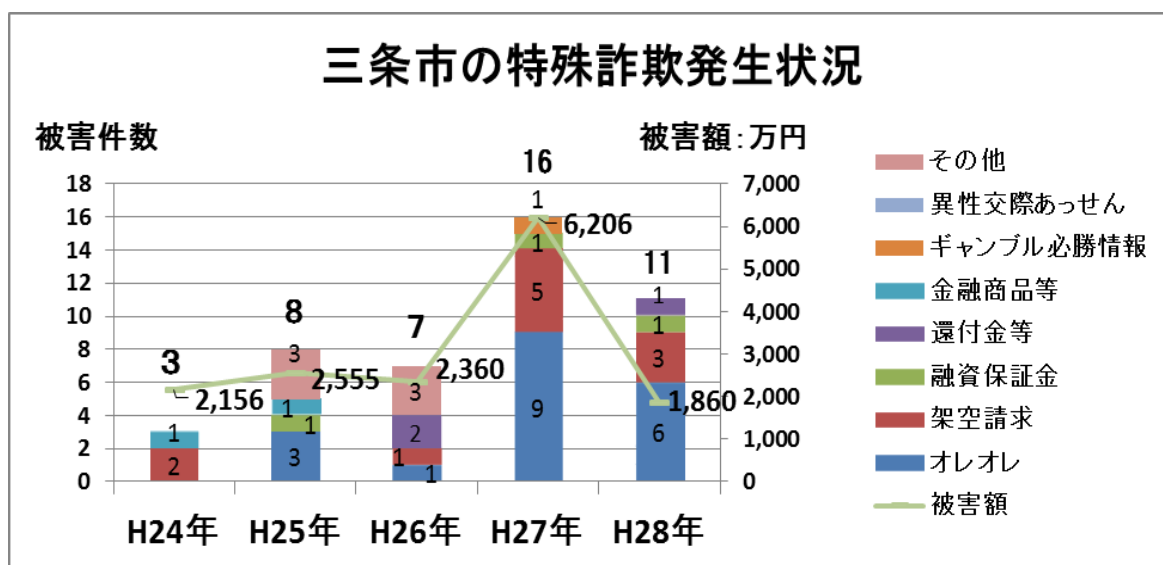
1 特殊詐欺の区分

特殊詐欺は大きく分けて振り込め詐欺と、類似するそれ以外の詐欺に分けることができます。

種類	類型	具体の手法
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	親族、警察官等を装い、事件や事故に対する示談金などを名目に現金をだまし取る手口
	架空請求詐欺	不特定多数の人に電子メールやはがきで、有料サイトの利用料金の未払いがあるなどと架空の請求を送付し、現金をだまし取る手口
	融資保証詐欺	実際には融資しないにも関わらず、融資を申し込んできた者に対し保証金等を名目に現金をだまし取る手口
	還付金等詐欺	税務署や役所の職員を騙り、還付金手続きを指示して現金をだまし取る手口
振り込め詐欺以外	金融商品等取引名目詐欺	実際には価値がない有価証券等について虚偽の情報を提供し、購入申込者から現金をだまし取る手口
	ギャンブル必勝情報提供詐欺	虚偽のパチンコ攻略法等の情報を提供し、会員申込者に対し、会員登録料、情報提供料等の名目で現金をだまし取る手口
	異性交際あっせん詐欺	異性の紹介を求めてきた者に対し、虚偽の情報を提供したり、一度だけ会わせた後、会員登録料、情報提供料等の名目で現金をだまし取る手口
	その他の名目詐欺	上記以外の非面接詐欺

2 特殊詐欺の発生状況

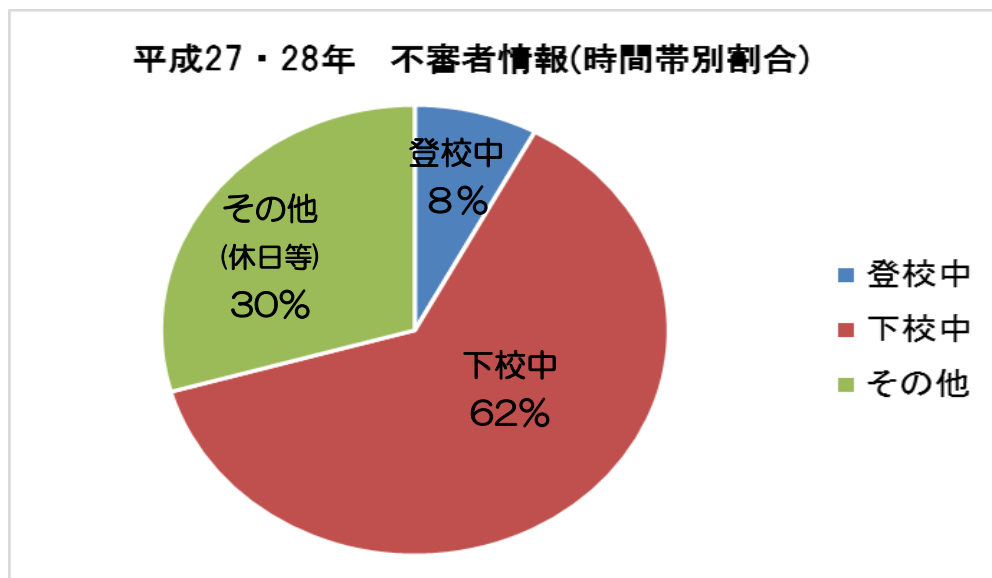
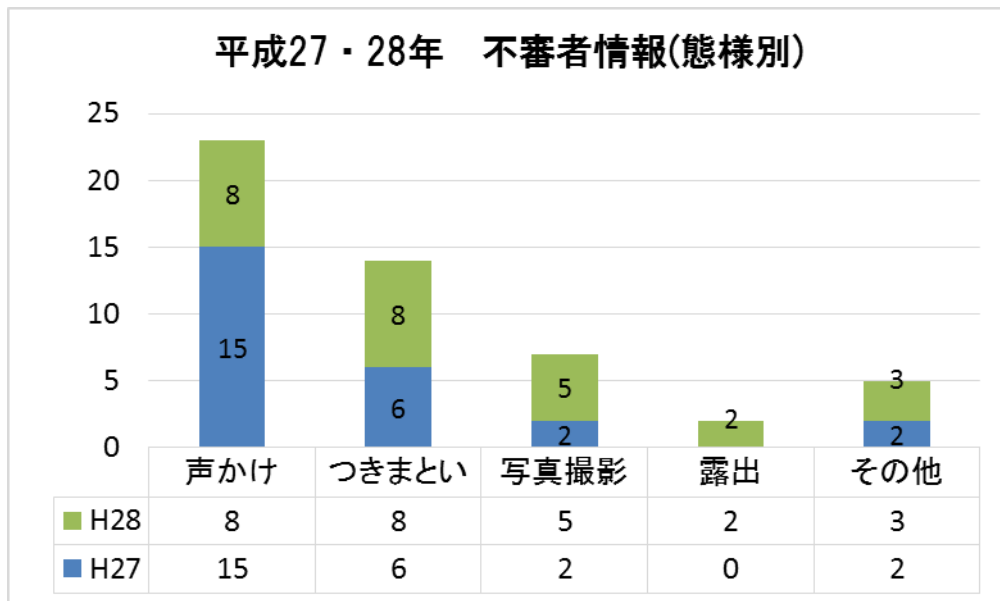
本市における特殊詐欺発生状況を過去5年で見ると、平成27年に被害件数、被害額ともに大幅に増加しました。平成28年は減少しましたが、被害件数は過去5年で2番目に多い件数となっています。また、ここ2年の特徴として、オレオレ詐欺及び架空請求の件数が増加しています。



第5節 子どもに対する事件、事故の発生状況等

1 子どもに対する不審行為

本市における子どもに対する不審者情報件数を態様別で見ると、声かけ、つきまといの発生が多く、時間帯別で見ると、下校の時間帯の発生が多くなっています。



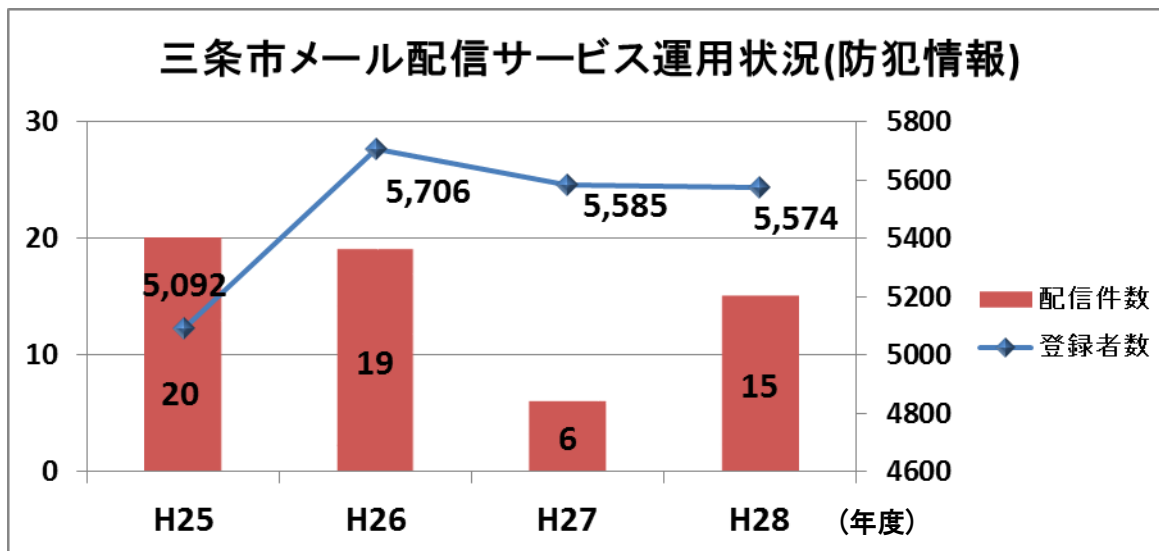
※ 第5節1の不審者情報に係る統計は、三条市教育委員会が把握した内容であり、市内で発生した不審者事案のすべての件数ではありません。

また、これら不審者情報の中には、単に道を尋ねたり、善意で声をかけたりした行為などが含まれている可能性があります。

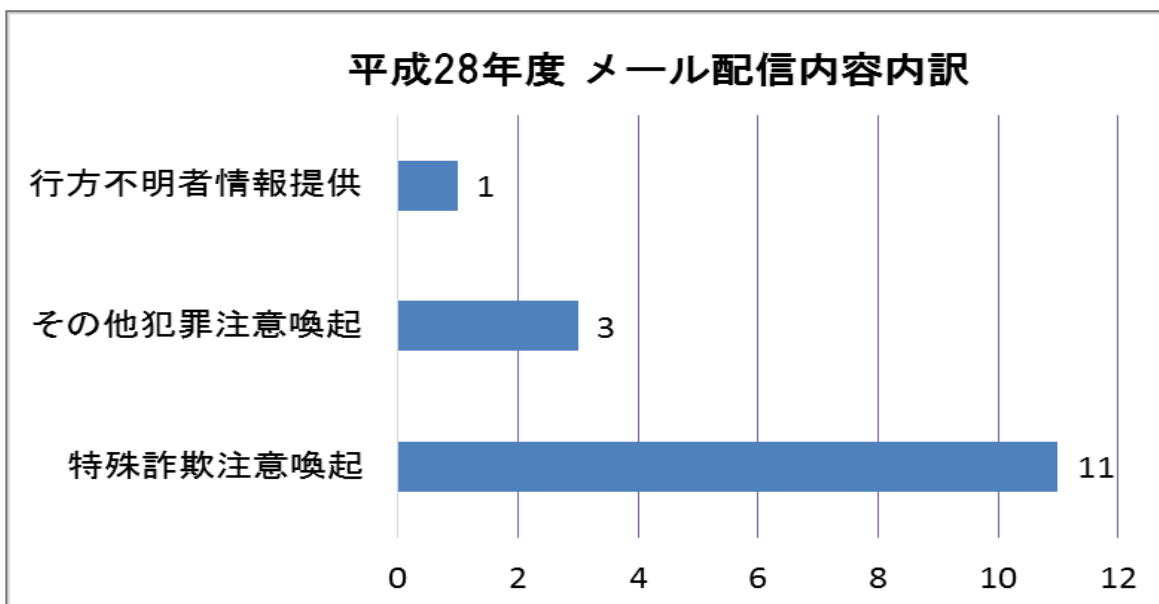
2 三条市メール配信サービス運用状況

本市では、防犯情報、防災情報等を市民に対して迅速に提供し、地域の安全を守るため「三条市メール配信サービス」を導入し、運用しています。防犯情報の登録者数はここ3年ほど減少傾向にあります。

配信内容： 特殊詐欺前兆事案や不審者情報等の情報提供、強盗や傷害事件等の各種事件発生による注意喚起等



(三条市環境課調べ)



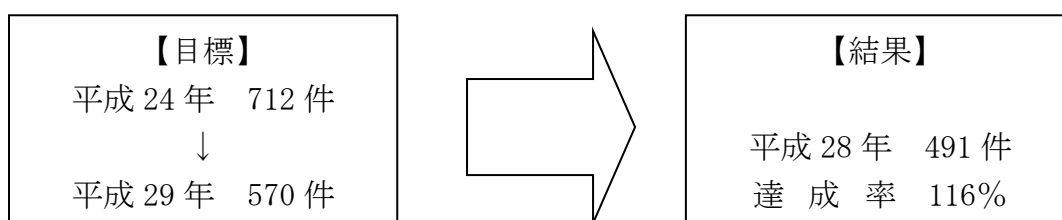
(三条市環境課調べ)

第3章 前計画の目標達成状況等

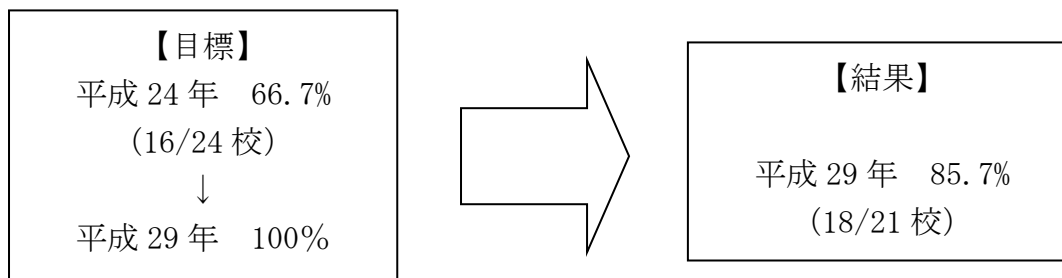
1 前計画の目標達成状況

前計画(計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度)で掲げていた数値目標について、刑法犯認知件数は達成しましたが、防犯団体が活動している小学校区の割合は未達成でした。

【刑法犯認知件数】



【防犯団体が活動している小学校区の割合】



2 今後の方針

(1) 刑法犯認知件数

今後も更なる減少を目指します。

(2) 防犯団体が活動している小学校区の割合

カバーできていない地区を中心に個別の課題を見極め、100%を目指すとともに、防犯団体活動の活性化を図ります。

第4章 計画の基本的方向

第1節 基本目標

安全に安心して暮らすことができる社会を築くため、市、市民、自治会、事業者等がそれぞれの役割を認識し、互いに連携していくことが重要です。

また、通勤、通学など三条市で活動をする人々も含めて、安全に安心して過ごすことができる環境づくりを行う必要があります。

そこで、前計画に引き続き、基本目標を次のとおり定めることとします。

基本目標

「安全・安心な三条市の実現」

第2節 重要課題

本市の犯罪発生状況から、次の2項目を重要課題として設定し、取組の強化を図ります。

1 特殊詐欺被害防止対策

近年、被害件数、被害額ともに増加傾向にある特殊詐欺被害の撲滅を目指し、市民の被害防止意識を高揚させる取組を推進するとともに、警察署等の関係機関と連携し、被害防止の取組を強化します。

(1) 広報啓発活動の強化

スーパーや金融機関等、市民が多く集まる場所へ出向いて広報啓発活動を行い、家族や地域ぐるみで特殊詐欺被害を防止する気運の醸成を図ります。

(2) 高齢者をターゲットとした活動の強化

高齢社会の本格的到来を受け、高齢者が特殊詐欺被害に遭うケースが見受けられていることから、特殊詐欺の被害に遭う割合が高い高齢者の方に対する被害防止の取組を強化し、関係部署と連携しながら被害防止意識の啓発を図ります。

2 鍵かけ防犯対策

刑法犯認知件数の約7割を占める窃盗犯ですが、第2章第3節4(P.15)記載のとおり、本市は無施錠による窃盗被害の割合が全国及び新潟県よりも高い項目が複数あります。

このことから、警察署と連携し、刑法犯認知件数を減少させる取組の一環として、鍵かけ定着化の取組を強化します。

(1) 広報啓発活動の強化

被害多発場所等における広報啓発活動を強化し、鍵かけ意識の高揚を図ります。

(2) 自転車の利用頻度が高い子どもへの指導

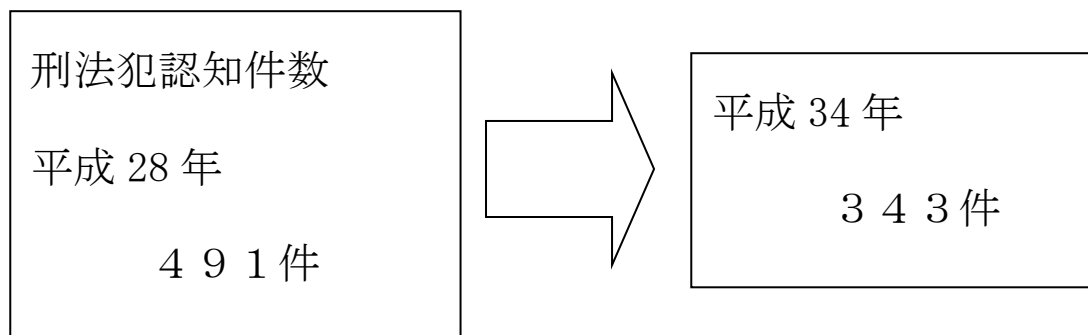
通学や外出で自転車を利用する機会が多い児童・生徒の鍵かけを定着させるため、警察署や学校等と連携して子ども達の窃盗被害防止の意識啓発を図ります。

(3) 自動車駐車場及び自転車駐車場の適正管理

市で管理している自動車駐車場及び自転車駐車場を適正に管理し、車上荒らし及び自転車窃盗被害の防止を図ります。

第3節 本計画に対する評価指標

本計画の基本目標を達成するために、次の指標を数値目標として設定します。



また、重要課題である特殊詐欺被害防止対策及び鍵かけ防犯対策に対し、成果目標を次のとおり設定します。

- 1 特殊詐欺被害
特殊詐欺被害件数及び被害額を毎年、前年より減少させる。
- 2 窃盗犯
窃盗犯の件数を毎年、前年より減少させる。

第4節 施策の体系（基本的方向）

本計画の基本目標を達成するために、3つの基本的方向を掲げ、次のとおり施策の体系として整理し、個別具体の取組内容を定めて推進していきます。

【基本目標】

安全・安心な三条市の実現

【評価指標】

【数値目標】

刑法犯認知件数
343件

【重要課題の成果目標】

- 1 特殊詐欺被害の減少
- 2 窃盗犯の減少

【基本的方向】

I 意識づくり

【具体的な事業】

1 広報啓発活動

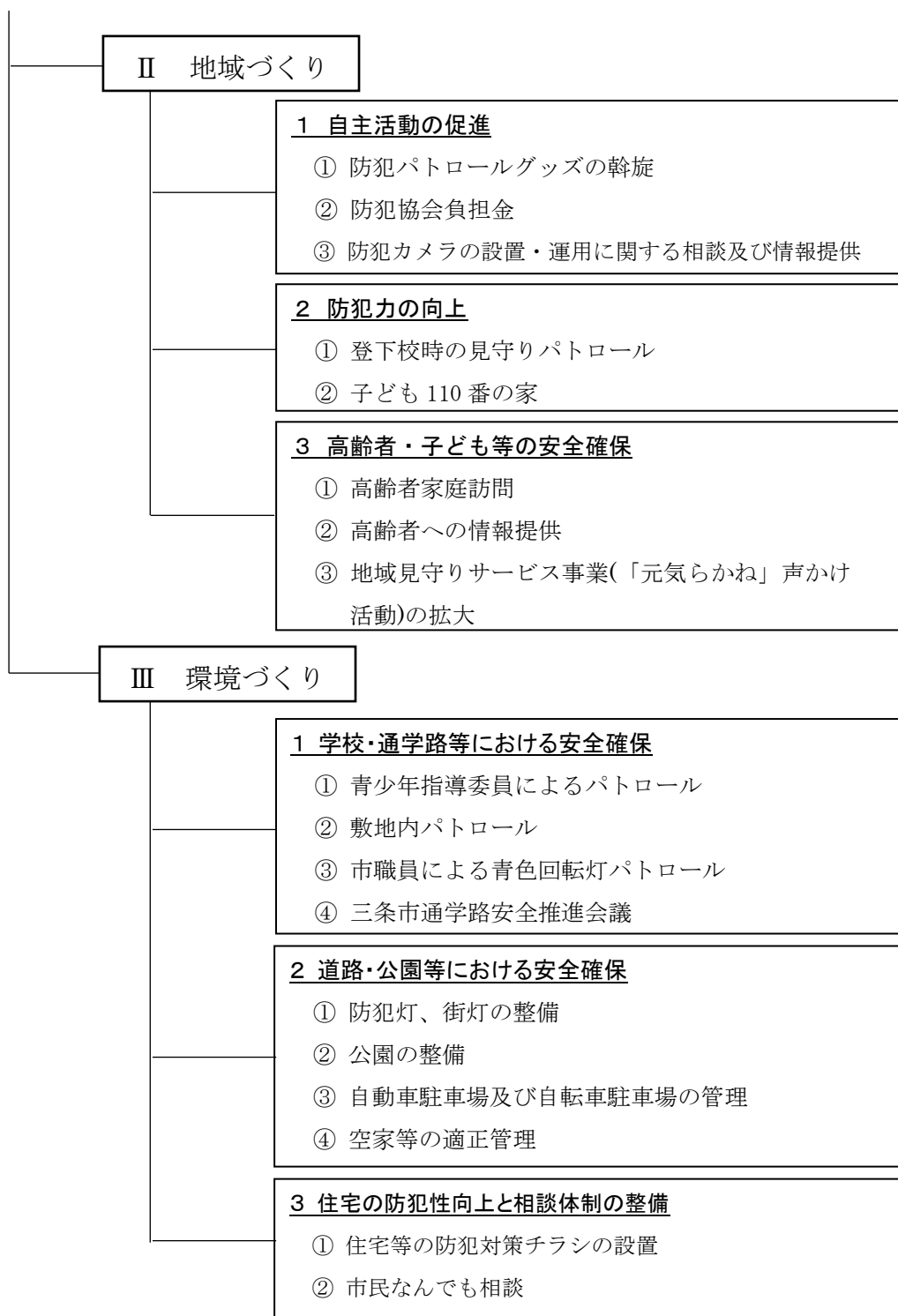
- ① 自転車鍵かけ運動
- ② スーパー等における街頭啓発活動
- ③ 「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」の実施

2 情報発信

- ① 三条市メール(防犯情報)の配信
- ② 事業者への情報提供、意識啓発
- ③ 防災無線を活用した犯罪被害防止緊急放送

3 教室・教育の充実

- ① 薬物乱用防止教室等の特別授業
- ② 関係機関と連携した児童・生徒への指導
- ③ 高齢者教室と連携した防犯講話



第5章 具体的な事業

第1節 意識づくり

安全・安心な三条市の実現のためには、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚が重要であり、広報啓発活動等によりこれを推進していきます。

- ※ ☆ … 第4章第2節で設定した重要課題(1)に対応し、取組を強化する事業
★ … 上記と同様、重要課題(2)に対応し、取組を強化する事業

1 広報啓発活動

事業No. 事業名	I-1-① 自転車鍵かけ運動 ★
事業主体	警察、防犯ボランティア、市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	毎月6と9のつく日をロックの日として指定し、定期的にJR駅前等で鍵かけ等の呼びかけを行います。 また、ロックの日以外にも適宜、機会を捉えて鍵かけの啓発を行います。

事業No. 事業名	I-1-② スーパー等における街頭啓発活動 ☆★
事業主体	警察、防犯ボランティア、市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	特殊詐欺前兆電話の発生時に、お客が集まるスーパーや二・七の市、五・十の市等の街頭で特殊詐欺被害防止の緊急街頭啓発を行います。

事業No. 事業名	I-1-③ 「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」の実施 ☆
事業主体	警察、防犯ボランティア、市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」である年金支給日に、金融機関前での啓発活動、ポスター及びチラシの窓口設置、窓口来訪者に対する声かけ等を実施することにより、特殊詐欺や悪質商法から家族を守るという意識改革を図るとともに、被害防止に向けた注意喚起を図ります。

事業No. 事業名	I-1-④ 広報、ホームページへの掲載
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	広報さんじょうや市ホームページに防犯情報等を掲載し、広く情報提供を行います。

2 情報発信

事業No. 事業名	I-2-① 三条市メール（防犯情報）の配信
事業主体	警察、市（環境課、小中一貫教育推進課、市民窓口課）
参照条文	条例第10条
事業内容	<p>不審者情報、強盗、特殊詐欺前兆電話、消費者トラブル等に対する注意喚起のメール配信を行い、犯罪被害の防止に努めます。</p> <p>また、メール配信は防犯情報を短時間で共有することができ、被害の拡大防止の面からも有効であることから、市の広報、HPでの紹介のほか、次の方法により利用者の拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の携帯電話販売店の協力を得て、三条市メールのリーフレットを店頭を設置し周知を図ります。 ・警察と連携して実施する街頭啓発において啓発物品とともに三条市メールのリーフレットを配布します。 ・商工会議所の協力を得て会報誌と併せて三条市メールのリーフレットを配布します。 ・警察が実施する防犯講話等において、新潟県警の「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」と併せて紹介してもらいます。 ・民生委員児童委員が情報を入手するための環境づくりとして、同委員へのメール配信サービスへの登録促進に努めます。

事業No. 事業名	I - 2 - ② 事業者への情報提供、意識啓発
事業主体	事業者団体、市（環境課）
参照条文	条例第 10 条
事業内容	事業者の防犯力を向上させるため、必要な防犯上の対策をとることができるよう商工会議所等の事業者団体を介して事業者へ情報提供を行い、防犯意識の啓発を図ります。

事業No. 事業名	I - 2 - ③ 防災無線を活用した犯罪被害防止緊急放送
事業主体	市（行政課、環境課）
参照条文	条例第 10 条
事業内容	市内で特殊詐欺等の実害が発生するなど、事件の緊急性を要する場合に限り、防災無線を活用して、全市的な注意喚起を行います。

3 教室・教育の充実

事業No. 事業名	I-3-① 薬物乱用防止教室等の特別授業
事業主体	警察、市（小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第13条
事業内容	警察や保健所等の職員を招いて、市立学校における薬物乱用防止や暴力団追放運動に関する特別授業を実施します。

事業No. 事業名	I-3-② 関係機関と連携した児童・生徒への指導 ★
事業主体	警察、市（小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第13条
事業内容	警察等関係機関と連携して、飲酒、喫煙、万引き、自転車盗等の犯罪行為の撲滅やいじめ、ネットトラブルの防止等に関する指導を実施します。

事業No. 事業名	I-3-③ 高齢者教室と連携した防犯講話 ☆
事業主体	警察、市（環境課）
参照条文	条例第12条
事業内容	交通安全の啓発を目的とした高齢者教室とタイアップして、高齢者が巻き込まれやすい特殊詐欺等防止に関連した講話を行います。 また、出張トーク制度を活用し、申込みのあった高齢者団体の会合で交通安全講話と併せて講話を行います。

第2節 地域づくり

地域の希薄化が進む中、犯罪の芽を摘む最も身近な監視役が地域であることから、地域の自主活動の促進等を図ります。

1 自主活動の促進

事業No. 事業名	Ⅱ－1－① 防犯パトロールグッズの斡旋
事業主体	三条市防犯協会、市（環境課）
参照条文	条例第11条
事業内容	夏休み期間中の非行対策等を目的に地域が主体となって行う防犯パトロールに資するグッズ（パトロールベスト、誘導棒等）の購入費用の補助を行い、パトロールの推進につなげます。

事業No. 事業名	Ⅱ－1－② 防犯協会負担金
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第11条
事業内容	自主的な防犯活動等を推進し、もって市民生活の安定に寄与することを目的として事業を行う三条市防犯協会への財政支援を行います。

事業No. 事業名	Ⅱ－１－④ 防犯カメラの設置等に関する支援
事業主体	市（環境課、地域経営課）、警察
参照条文	条例第11条
事業内容	<p>商店街、自治会等が主体となって防犯カメラの設置を希望する場合、活用できる各種補助メニューの紹介を行うとともに、運用についてのアドバイスを行います。</p> <p>また、防犯カメラ設置に取り組んでいる地域の実例等の情報提供を行うとともに、その課題を整理した上で、対策を講じます。</p>

2 防犯力の向上

事業No. 事業名	Ⅱ－２－① 登下校時等の見守りパトロール
事業主体	自治会、防犯ボランティア、市（小中一貫教育推進課（小学校））
参照条文	条例第12条
事業内容	<p>地域が主体となって、学校等と連携して学校の登下校時の見守りパトロールを実施します。</p> <p>また、パトロール活動の参考としてもらうため、実際に行われている取組（わんわんパトロール等）を地域へ情報提供します。</p>

事業No. 事業名	Ⅱ－２－② こども110番の家
事業主体	警察、市（環境課、小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第12条
事業内容	<p>犯罪から子どもを守るため、事業者、民家が緊急時の子どもの避難先として子どもを保護し、警察等関係機関への連絡を行います。</p>

3 高齢者・子ども等の安全確保

事業No. 事業名	Ⅱ－３－① 高齢者家庭訪問 ☆
事業主体	警察、市（環境課）
参照条文	条例第12条
事業内容	高齢者の交通安全の意識啓発を目的として実施している家庭訪問の際に、高齢者が被害に遭う可能性の高い特殊詐欺等の被害防止のためのチラシ配布等を併せて実施します。

事業No. 事業名	Ⅱ－３－② 高齢者への情報提供 ★
事業主体	市（高齢介護課）、地域包括支援センター
参照条文	条例第12条
事業内容	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや市において、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯チラシの配布や注意喚起を行い、高齢者の防犯意識の啓発を図ります。

事業No. 事業名	Ⅱ－３－③ 地域見守りサービス事業（「元気らかね」声かけ活動）の拡大
事業主体	自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、市（高齢介護課）
参照条文	条例第12条
事業内容	一人暮らし高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民などが声かけ訪問員となって、声かけや巡回などを行う、「元気らかね」声かけ活動の対象地域を拡大します。

事業No. 事業名	Ⅱ－３－④ 不審者情報の共有化
事業主体	警察、市（環境課、子育て支援課、小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第11条
事業内容	不審者（声かけ）、子どもの未帰宅事案等について、関係機関と情報を共有し、必要に応じ三条市メールの配信や他の関係機関への連絡などを行います。

第3節 環境づくり

ハード面、ソフト面から、犯罪が起こりにくいまちづくりのための環境整備を進め、安全の確保に努めます。

1 学校・通学路・駅周辺等における安全確保

事業No. 事業名	Ⅲ－１－① 青少年指導委員によるパトロール
事業主体	市（子育て支援課（青少年育成センター））
参照条文	条例第10条
事業内容	児童、生徒等青少年の非行防止のため、警察等の関係機関と情報共有を図りながら、朝、昼の登下校時間帯、夕方、夜に、通学路やJR駅、商業施設等において、青色回転灯積載車や徒歩によるパトロールを行います。

事業No. 事業名	Ⅲ－１－② 敷地内パトロール
事業主体	市（子育て支援課（青少年育成センター））
参照条文	条例第12条
事業内容	青少年指導委員が、市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の敷地内巡視を行います。

事業No. 事業名	Ⅲ－１－③ 市職員による青色回転灯パトロール
事業主体	警察、市（関係各課）
参照条文	条例第10条
事業内容	青色回転灯パトロール実施者養成講座を受講して資格者証を交付された職員が、指定車両で庁外を移動する際に、回転灯を点灯して地域パトロールを実施します。

事業No. 事業名	Ⅲ－１－④ 三条市通学路安全推進会議
事業主体	自治会、警察、市（環境課、建設課、小中一貫教育推進課）
参照条文	条例第12条
事業内容	学校、自治会、PTA、警察、市等をメンバーとする三条市通学路安全推進会議を開催し、各小学校等の通学路の危険箇所の改善を関係機関へ要望します。

2 道路・公園等における安全確保

事業No. 事業名	Ⅲ－２－① 防犯灯、街灯の整備
事業主体	市（建設課）
参照条文	条例第14条
事業内容	市道における一定照度を確保するため、防犯灯、街灯の整備を進めます。

事業No. 事業名	Ⅲ－２－② 公園の整備
事業主体	市（建設課）
参照条文	条例第14条
事業内容	市で管理する公園について、植栽や遊具等による死角を作らず見通しの良い配置に努めるとともに、公園灯の設置、雑草の除去等防犯上必要な管理を実施します。

事業No. 事業名	Ⅲ－２－③ 自動車駐車場及び自転車駐車場の管理 ★
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第14条
事業内容	市で管理する自動車駐車場について、必要な照度を確保するための照明設備を設置します。 また、市で管理する自転車駐車場において、犯罪の温床となる可能性のある放置自転車の定期的な確認、撤収等を行います。

事業No. 事業名	Ⅲ－２－④ 空家等の適正管理
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第８条
事業内容	<p>管理不全の空家や空地は防犯上の死角となりやすいことから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例」に基づき、該当物件に関する情報を収集するとともに、実態調査等により状況把握を行います。その上で所有者等に対し適正な措置を講ずるよう、助言・指導等を行います。</p>

3 住宅の防犯性向上と相談体制の整備

事業No. 事業名	Ⅲ－３－① 住宅等の防犯対策チラシの設置
事業主体	市（環境課）
参照条文	条例第10条
事業内容	新潟県作成の「住宅・開口部の防犯対策」のチラシを窓口に設置し、住宅における防犯性向上のための広報を行います。

事業No. 事業名	Ⅲ－３－② 市民なんでも相談
事業主体	市（市民窓口課）
参照条文	条例第15条
事業内容	<p>日常の心配ごとや悩みごとに関する相談をはじめ、悪質商法や特殊詐欺の被害についても相談を受け、相談員による助言や適切な相談窓口の紹介を行います。</p> <p>また、関係機関と連携し悪質商法や特殊詐欺被害の防止に向けた情報提供、啓発活動を行います。</p>

事業No. 事業名	Ⅲ－３－③ 相談体制の整備
事業主体	警察、市（市民窓口課）
参照条文	条例第15条
事業内容	警察署に設置されている「署相談室」との連携を図り、相談内容別の専門相談機関を紹介します。

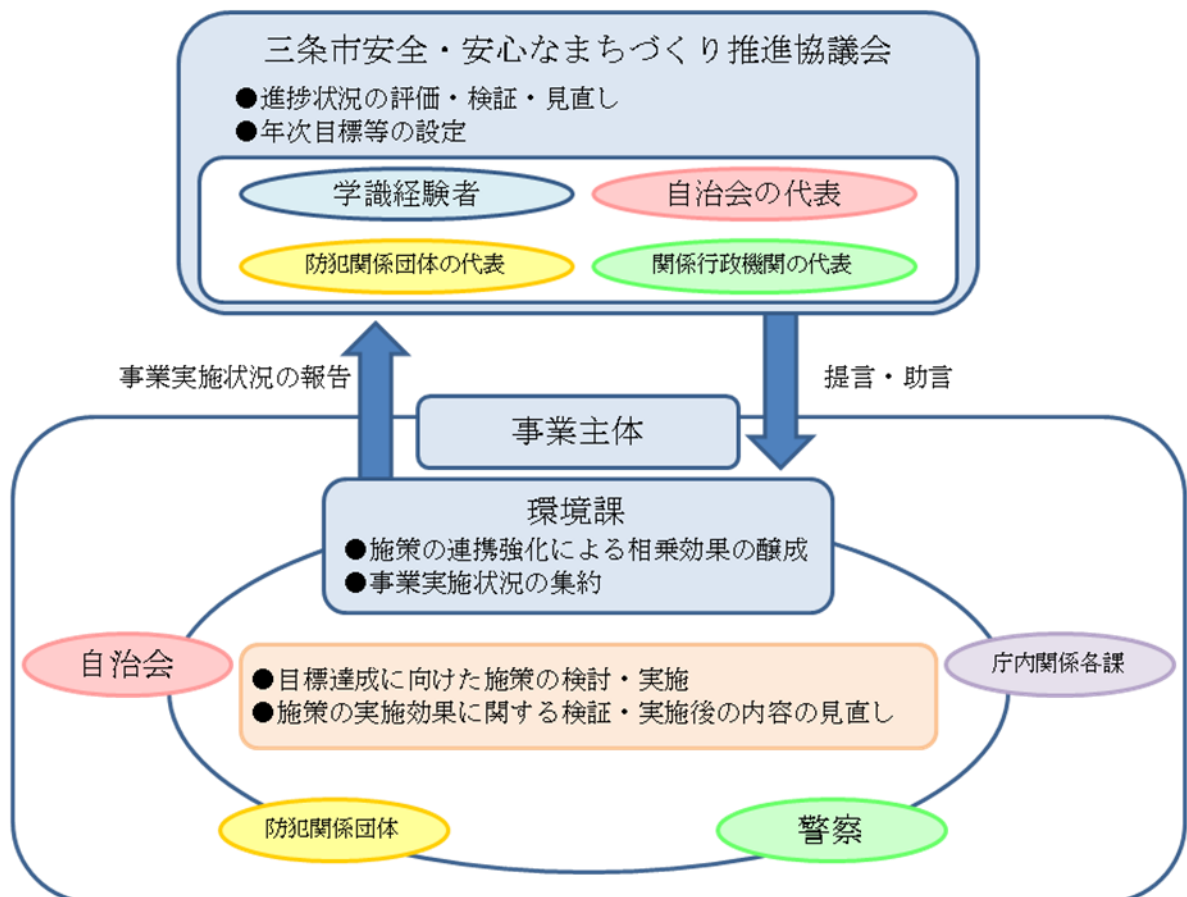
第6章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画における各種施策を確実に推進して本計画に掲げる評価指標を達成するため、警察、自治会、防犯関係団体等と十分に連携をとりながら取組を進めます。

また、本計画の実施状況については、学識経験者、自治会の代表者及び防犯関係団体の代表者等から構成される「三条市安全・安心なまちづくり推進協議会」において管理します。推進協議会では、取組の進捗状況について評価、検証及び計画の見直しを行い、計画の着実な推進を図ります。

【推進体制のイメージ図】



第2節 環境課の役割

環境課は、市の責務に則り、積極的に関係機関（県、警察署等）と連携、協力するとともに、市民、自治会、事業者と互いに連携するための調整を図ります。

また、事業主体の一つとして事業を実施するとともに、他の事業の実施状況及び数値目標の達成状況を集約して推進協議会に報告します。

また、関係機関の連携強化による相乗効果及び活動の促進を図るため、推進協議会の提言等について事業主体間で共有に努めるとともに、協議会の実施状況を市のホームページなどで公表します。

第3節 市民、事業者、各種団体、関係機関等との連携・協力

本計画を着実に推進し、安全・安心な三条市を実現するためには、警察、自治会、防犯関係団体等の主体的な取組が必要不可欠です。加えて、防犯活動に携わっている方や関心のある方、市民全体が防犯に対する意識を持ち、安全・安心なまちづくりに積極的に関わっていくことが重要です。

そこで、警察、自治会、防犯関係団体に加え、市民、事業者とも相互に連携を図りながら条例に規定する役割をそれぞれが果たすことにより、協力して計画を推進していくものとします。

参考資料

- 1 三条市安全・安心なまちづくり条例
- 2 三条市安全・安心なまちづくり推進協議会設置要領

○三条市安全・安心なまちづくり条例

平成25年3月26日

条例第4号

改正 平成29年3月23日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全・安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことができる三条市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、自治会等、事業者及び土地所有者等をいう。
- (2) 自治会等 自治会、防犯関係団体その他市内で安全・安心なまちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりは、市及び市民等が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- (1) 自らの安全は自ら守るという市民の防犯意識の高揚を図ること。
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- (3) 警察、防犯協会その他の関係機関（以下「警察等」という。）との連携体制を強化し、安全確保のための環境整備を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有す

る。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県及び警察等との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いに協力して市、自治会等及び事業者と連携して防犯活動に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と連携して地域の実情に応じた自主的な防犯活動に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 自治会等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、市、市民及び自治会等と連携して、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定等)

第9条 市長は、安全・安心なまちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三条市安全・安心なまちづくり推進計画を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、安全・安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第11条 市は、市民等が行う安全・安心なまちづくりのためのパトロール、防犯講習会、通学路安全点検その他安全・安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進し、これらの活動が継続的かつ効果的に行われるよう、情報の提供、指導、助言その他必要な措置

を講ずるものとする。

(防犯上の配慮を要する者の安全確保)

第12条 市は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等設置管理者」という。）及び市民等と連携し、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）、高齢者その他防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないようにするため、安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

(防犯教育の充実)

第13条 市は、学校等設置管理者及び市民等と連携し、子どもが犯罪による被害を受けないための教育及び犯罪を起こさないための教育の充実を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第14条 市は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場のうち市が設置し、又は管理するものについて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、情報の提供その他犯罪被害者等を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月条例第9号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

三条市安全・安心なまちづくり推進協議会設置要領

(設置)

第1条 三条市安全・安心なまちづくり条例（平成25年三条市条例第4号）第9条の規定により策定する三条市安全・安心なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の推進に必要な検討を行うため、三条市安全・安心なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 推進計画に掲げる事業の進捗状況の評価に関すること。
- (2) 推進計画に掲げる目標の達成に向けた年次の目標及び事業内容の設定に関すること。
- (3) その他推進計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 防犯関係団体等の代表者
- (4) 警察署の代表者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会には会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部環境課にて処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

三条市安全・安心なまちづくり推進計画

平成30年3月策定

【発行】 三条市市民部環境課生活安全・交通係

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

T E L 0256-34-5511（代表）

F A X 0256-32-6615

E-mail kankyo@city.sanjo.niigata.jp